

大口町告示第15号

大口町妊婦、産婦及び乳児健康診査実施要領の一部を改正する要領を次のように定める。

平成30年3月26日

大口町長 鈴木雅博

大口町妊婦、産婦及び乳児健康診査実施要領の一部を改正する要領

大口町妊婦、産婦及び乳児健康診査実施要領（平成9年大口町告示第24号）の一部を次のように改正する。

第8条第4項中「支払った受診者」を「支払った者」に改める。

様式第1中「本受診票は助産所ではご利用いただけません」を「本受診票は助産所では使用できません」に、「3,400円」を「3,440円」に、「子供の有無」を「子どもの有無」に、「今度が初めての子供」を「今回は初めての子ども」に、「既に子供がある」を「既に子どもがある」に改め、「(愛知県外の医療機関で受診する場合、事前に手続きが必要です。)」を削り、「<ベセスダシステム>」を「※実施した結果に○印をつけてください。」に、「20,460円」を「20,670円」に、「18,560円」を「18,660円」に、「7,890円」を「7,940円」に、「10,780円」を「10,790円」に改める。

様式第2中

「 メンタルチェック<育児ノイローゼ・産後のうつのチェック>
(異常なし・異常あり：症状等) 」

を

「 乳房の状態 (異常なし・異常あり)
メンタルチェック (エジンバラ産後うつ病質問票 (EPDS))
合計点数 () 点
質問10 (1点以上・0点) 」

に改める。

様式第3中「(愛知県外の医療機関で受診する場合、事前に手続きが必要です。)」を削る。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。